

2025 年 7 月 1 日

各 位

株式会社北國銀行

北國キャッシュカード規定の改定について

株式会社北國銀行（代表取締役社長：米谷 治彦）は、各種手数料の新設・改定に伴い、
2025 年 7 月 1 日（火）より下記の通り北國キャッシュカード規定を改定いたします。

改定後の規定については、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

（１）改定となる規定

- ・北國キャッシュカード規定（個人）
- ・北國キャッシュカード規定（法人）

（２）改定日

2025 年 7 月 1 日（火）

（３）主な改定内容

次の条項について、カード再発行手数料の徴求及び支払い方法に関する内容を追加します。

北國キャッシュカード規定（個人）／改定前後対照表

※改定箇所赤字記載

改定前	改定後
第 1 3 条（カードの再発行等） カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。	第 1 3 条（カードの再発行等） (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。 (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。 (3) 前項のカード再発行手数料を現金もしくは当該預金口座から所定の払戻請求書によらず、口座振替により引落す方法、その他当行所定の方法によ

	り支払うものとします。カード再発行手数料の支払いに応じていただけない場合は、カード再発行をすることができない場合がございます。
--	---

北國キャッシュカード規定（法人）／改定前後対照表

※改定箇所赤字記載

改定前	改定後
第10条（カードの紛失、届出事頂の変更等） 記載なし	第10条（カードの紛失、届出事頂の変更等） (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。 (6) 前項のカード再発行手数料を現金もしくは当該預金口座から所定の払戻請求書によらず、口座振替により引落す方法、その他当行所定の方法により支払うものとします。カード再発行手数料の支払いに応じていただけない場合は、カード再発行をすることができない場合がございます。

※改定後の規定は[こちら](#)からご確認ください。

以上